

## 神山町空き家改修事業補助金 Q&A

Q1. 申請の流れを教えてください。

A1. 申請をされる方は、事前に町役場産業観光課にご相談ください。その際に補助金内容等の説明を行います。

Q2. どのような場合、交付対象者として申請することができますか。

A2. 移住交流支援センターと介して紹介のあった空き家、または、空き家証明書により空き家であることが証明された空き家を賃貸等した町外からの移住者または町内の住宅から住民票の異動を伴う転居者が対象です。

Q3. 施工業者等への代理申請は可能ですか。

A3. 可能ですが、申請時に個人情報が含まれる書類があるため、委任状が必要です。

Q4. 申請場所はどこですか。郵送での申請はできますか。

A4. 町役場産業観光課です。郵送での申請もできます。

受付は必要書類が全て揃った申請を受け付けしたとみなします。事前に相談、申請があっても書類に不備がある場合は受け付けしたとはみなしません。

Q5. 申請期間はありますか。

A5. 当該年度の11月末日までを期限としています。

Q6. 改修工事をする前に居住する予定だが、対象になりますか。

A6. 空き家を利活用する（居住する）ために改修する工事を対象としています。交付日において空き家の売買契約又は賃貸契約書締結した日から起算して1年を経過していなければ対象です。

Q7. 申請時に工事が終わっている、若しくは工事中の場合は対象になりますか。

A7. 対象外です。公布決定通知を受領した後に行う改修工事が必要です。

Q8. 工事を分割して発注した場合は対象になりますか。

A8. 業種ごとに発注した場合も発注工事費の合計金額が10万円以上で、町内の施工業者が行う改修であれば対象です。

Q9. 交付決定通知を受領した後に工事の内容が変更になった場合、工事を取止めた場合どうすればよいですか。

A9. 工事変更（廃止）承認申請書を提出してください。

Q10. 本町を生活の拠点として住所を有し、とあるがどの程度の生活頻度をもって居住となりますか。

A10. 年間260日（週5日程度）以上の生活（寝食）をもって居住としています。

Q11. 交付を受けた年度の翌年度の初日（4月1日）から5年以内に転居等した場合はどうなりますか。

A11. 町長がやむを得ないと判断した場合を除き、交付した補助金額の返還を求めます。

Q12. どのような工事が補助対象となりますか。

A12. 空き家を利活用するために必要となる住宅本体の工事です。ただし、次に掲げる工事については、対象工事としません。

- (1) 補助対象空き家に付随する別当の倉庫、物置等の工事
- (2) 補助対象者が自ら行う工事
- (3) 備品等の購入（エアコン、テレビ等の電化製品又は照明器具、カーテン、家具セット、物置等）及び設置工事
- (4) 電話、インターネットの等の配線工事
- (5) 外構工事
- (6) 太陽光発電システム等の設置工事
- (7) 建物の解体、除去のみを行う工事

Q13. 母屋と離れた納屋を住居用にリフォームする場合は対象となりますか。

A13. 納屋は住宅ではないので対象となりません。

Q14. 申請者自身の経営する会社を利用し、自らの住宅を改修することは可能ですか

A14. 可能ですが、見積りの金額について客観的判断をするための参考にさせていただきたいので、自社の見積書と併せて、他社の見積書を1部提出してください。

Q15. DIYで工事を行う場合は対象となりますか

A15. 対象になりません。

Q16. 他の補助金との併用は可能ですか。

A16. 他の制度に基づく補助金の交付の対象となった工事費については、本補助金の補助金の対象からは除外します。

Q17. いつまでに工事を完了しなければならないのですか。

A17. 2月末日までに工事を完了させてください。

Q18. 見積書の内訳はすべて一式でいいですか。

A18. 数量、単価を記載してください。詳細が分かる内容にしてください。